

能登半島地震の被災地支援

石川県に被災建築物の応急危険度判定士を派遣します。

「令和6年能登半島地震」の発生を受け、石川県から被災した建築物の倒壊による二次的被害等の危険性を判定する「被災建築物応急危険度判定士」の派遣要請がありました。

この要請を受け、横浜市から当該資格を有する職員2名を石川県に派遣します。



【参考】過年度の活動の様子

<派遣の概要>

派遣期間：令和6年1月15日（月）～19日（金）（移動日含む）

派遣場所：石川県が活動日までに決定※1

派遣職員：建築技術職員2名（被災建築物応急危険度判定士）※2

※1 現地の状況等により、派遣が延期・中止等となる場合があります。

※2 【参考】横浜市職員の被災建築物応急危険度判定士数 371人（令和6年1月時点）

被災建築物応急危険度判定とは

大地震により被災した建築物を調査し、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定することにより、人命にかかわる二次的災害を防止します。

判定結果を記載した判定ステッカー（右）を建築物の見やすい場所に表示し、居住者はもとより付近を通行する歩行者などに対してもその建築物の危険性について情報提供します。



お問合せ先

建築局総務課長

植村 一人

Tel 045-671-2902

建築局建築防災課長

神谷 賢

Tel 045-671-3592